

旭川テニス協会会則

昭和53年4月1日

(最近改正: 平成31令和4年4月19日)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、旭川テニス協会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、フェアプレイ精神のもとにテニスを楽しむと共に、テニスの普及と発展及びスポーツmanshipの涵養並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、北海道テニス協会及び旭川市体育協会に加盟し、本会の目的遂行に必要な事業を行う。

(事務局)

第4条 本会は、事務局を旭川市に置く。

2 事務局は、次の事項をつかさどる。

- (1) 上位団体及び他のスポーツ団体等との連絡調整に関すること。
- (2) 入会受付けに関すること。
- (3) 会員名簿の管理に関すること。

3 事務局に事務局長を置く。

4 事務局に事務局次長を置くことができる。

5 事務局長は、事務局を総括する。

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、個人会員、団体会員及び名誉会員とする。

(1) 個人会員 旭川市に住居又は職場がある者及び旭川市近郊に住居する者

1) 正会員 旭川市に住居又は職場がある者及び旭川市近郊に住居する者で地方会員に該当しないもの

2) 地方会員 旭川市以外に住居し、居住する市町村のテニス協会に所属している者で、本会の行事に参加するもの

3) 学生会員 旭川市及び近郊に居住している者で、学校教育法に定める学校及び専修学校に在籍しているもの

(2) 団体会員 旭川市及び近郊に住居又は職場、学校等がある者で構成された団体の構成員である者

1) 一般団体会員 ~~5-4~~名以上で構成する任意の団体で、本協会に登録された団体の構成員である者

2) ジュニア団体会員 同一の高等学校のテニスクラブを単位とする団体又は同一の民間テ

ニススクール等に所属する高校生以下の者で構成する団体で、本協会に登録された団体の構成員である者

- (3) 名誉会員 会長の推薦により理事会の承認を得た者
(入会金及び年会費)

第6条 会費は年の総会で議決決定する。

(1) 個人会員

1) 正会員	入会金 2,000 円	年会費 6,000 円
2) 地方会員	入会金 2,000 円	年会費 3,000 円
3) 学生会員	入会金 2,000 円	年会費 3,000 円

(2) 一般団体会員

1) 正会員の資格を有する者	年会費 4,500 円
2) 地方会員の資格を有する者	年会費 3,000 円
3) 学生会員の資格を有する者	年会費 3,000 円

(3) ジュニア団体会員

年会費は、基本額として1校又は1クラブ等につき 10,000 円とし、この額に個人登録料として1名につき 1,000 円を加算した額

2 入会金は、本会に継続して入会しようとする場合は徴収しない。

(協力団体)

第7条 本会に協力団体として次の団体を置く。

- (1) 旭川実業団
(2) 旭川女子連

2 協力団体は、本会と相互に連携し旭川地域におけるテニスの普及発展を推進するものとする。
(会費納入)

第8条 会員は、会費を定められた期日（5月末日）までに納入しなければならない。

ただし、名誉会員については、会費を徴収しない。

(除名)

第9条 会員が、会則に違反し又は会の体面を傷つける行為があったときは役員会の議決に従い除名することができる。

第3章 役員

(役員の種類および人数)

第10条 本会には、次の役員を置くものとする。

- (1) 名誉会長 1名
(2) 顧問 若干名
(3) 会長 1名
(4) 副会長 若干名
(5) 相談役 若干名
(6) 参与 若干名
(7) 理事長 1名
(8) 副理事長 若干名

- (9) 常務理事 若干名
 - (10) 理事 10名以上
 - (11) 監事 若干名
- (役員の選任・解任)

第11条 役員は、総会で選任及び解任される。

(役員の職務)

第12条 役員は、次の職務を掌理する。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、理事会及び常務理事会を代表し、総会より付託された事項又は緊急を要する事項を掌理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 常務理事は、原則として本部を総括し、及び本会の管理運営事項を審議する。
- (6) 理事は、原則として委員会の所掌業務を分担処理し、及び本会の管理運営事項を審議する。
- (7) 監事は、本会の会計及び業務の執行状況を監査し、会長及び総会に報告する。
- (8) 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、総会又は理事会の諮問に応じて意見を具申する。

(理事の推薦)

第13条 本会に団体登録された団体は、理事を1名推薦することができる。

2 会長は、理事を必要数推薦することができる。

(本部等)

第14条 本会に次の本部を置く。

- (1) 総務本部
- (2) 普及本部
- (3) 競技本部

2 総務本部に次に掲げる委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会

3 普及本部に次に掲げる委員会を置く。

- (1) 指導普及委員会
- (2) 振興委員会
- (3) ベテラン委員会
- (4) ジュニア普及委員会
- (5) ジュニア強化委員会
- (6) 加盟団体実行委員会

4 競技本部に次に掲げる委員会を置く。

- (1) 競技委員会
- (2) JTA 大会委員会
- (3) ジュニア大会委員会
- (4) 実業団委員会
- (5) 審判委員会

(6) ランキング委員会

(委員会の業務)

第15条 総務委員会は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 総会その他の諸会議の開催及び記録に関すること。
- (2) 会報の作成及び広報に関すること。
- (3) その他他の委員会の所掌に属さない事項に関すること。

2 財務委員会は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 本会の財務の管理に関すること。
- (2) 本会の予算の支出及び現金の出納に関すること。
- (3) 予算・決算(案)の作成に関すること。
- (4) その他本会の財務に関すること。

3 指導普及委員会は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 指導者の育成に関すること（他の委員会が所掌するものは除く。）。
- (2) テニスの普及（他の委員会が所掌するものは除く。）に関すること。
- (3) テニス教室（他の委員会が所掌するものは除く。）の企画・立案に関すること。

4 振興委員会は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) テニスの振興及び普及に関すること（他の委員会が所掌するものは除く。）。
- (2) 振興委員会主管の各大会の企画・運営に関すること。
- (3) 花咲テニスコートの朝テニス会に関すること。

5 ベテラン委員会は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) ベテラン委員会主管の各大会の企画・運営に関すること。
- (2) その他ベテラン選手に関すること（他の委員会が所掌するものは除く。）。

6 ジュニア普及委員会は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) ジュニアテニスの普及に関すること。
- (2) 親子テニス教室に関すること。

7 ジュニア強化委員会は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) ジュニア選手の育成・強化に関すること。
- (2) 北海道テニス協会のジュニアブロックに関すること。
- (3) 指導者の育成に関すること（他の委員会が所掌するものは除く。）。

8 加盟団体実行委員会は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 加盟団体戦の企画・立案に関すること。
- (2) 加盟団体戦の運営に関すること。

9 競技委員会は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 競技力の向上に関すること。
- (2) 競技委員会主管各大会の企画・立案に関すること。
- (3) 競技委員会主管各大会の運営に関すること。
- (4) 都市対抗に関すること。

10 JTA 大会委員会は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 日本テニス協会公認の各大会で本会が主管する大会の企画・立案に関すること。
- (2) 日本テニス協会公認の各大会で本会が主管する大会の運営に関すること。

(3) JPIN に関すること（他の委員会が所掌するものは除く。）。

1 1 ジュニア大会委員会は、次に掲げる業務をつかさどる。

(1) ジュニア大会委員会主管の各大会の企画・立案に関すること。

(2) ジュニア大会委員会主管の各大会の運営に関すること。

(3) その他ジュニアの大会に関すること。

1 2 実業団委員会は、次に掲げる業務をつかさどる。

(1) 上位団体の実業団委員会が主催する各大会の運営・連絡に関すること。

(2) その他実業団に関すること。

1 3 審判委員会は、次に掲げる業務をつかさどる。

(1) 審判員の派遣に関すること。

(2) 審判員講習会等の企画立案及び実施に関すること。

(3) 北海道テニス協会審判委員会との連絡・調整に関すること。

(4) その他、審判員及びルールに関すること。

1 4 ランキング委員会は、次に掲げる業務をつかさどる。

(1) ATAP ランキングの管理・運用に関すること。

(2) その他、ATAP ランキングに関すること。

(本部長等)

第16条 第14条第1項に規定する各本部に本部長を置く。

2 第14条第2項から第14項に規定する各委員会に委員長、副委員長及び委員を置くものとする。

3 前2項に規定する本部長及び委員長は役員（監事は除く。）をもって充てる。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は2年間とする。ただし、補欠の役員及び追加の役員の任期は前任者及び現任者の残任期間とする。

2 名誉会長、顧問、相談役及び参与は特別の事情のない限り改選を行わない。

第4章 総会

(総会の構成と招集)

第18条 本会に最高議決機関として総会を置く。

2 定期総会は、会計年度終了後3ヶ月以内に開催し、会長がこれを招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに招集する。

4 総会は本会の全ての会員をもって構成する。

5 総会は、会員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することが出来ない。ただし、委任状を提出した者については、出席したものと見なすことが出来る。

(総会の議長と決議)

第19条 総会の議長は、会長又はその指名する者が行い、議事は出席者の過半数によって決められる。可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の決議事項)

第20条 次の事項は、総会で決めなければならない。

(1) 予算及び決算

(2) 事業計画

- (3) 役員の選任・解任
- (4) 本会則の改訂
- (5) その他特に重要な事項

第5章 役員会

(役員会の構成と招集)

第21条 本会に役員会を置く。

2 役員会は、第3章第10条の役員をもって構成し、会長が招集する。

(役員会の議長と決議)

第22条 役員会の議長は会長がこれに当たり、議事は出席者の過半数によって決める。可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の決議事項)

第23条 役員会は次の事項を審議・決議できる。

- (1) 本会運営上特に重要な事項についての審議
- (2) 第2章第9条にかかる決議

第6章 理事会等

(理事会の構成と招集等)

第24条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事及び理事をもって構成する。

3 理事会は理事長が招集する。

(理事会の議長と決議)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たり、他の規定に別段の定めがある場合を除き、議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の決議事項)

第26条 理事会は、次に掲げる事項を審議・決議できる。

- (1) 会則第18条に掲げる総会での審議事項（案）
- (2) 本会則の実施に必要な細則の制定
- (3) その他会長又は理事長が必要と認めた事項

(常務理事会の構成と招集等)

第27条 本会に常務理事会を置く。

2 常務理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常務理事をもって構成する。

3 常務理事会は理事長が招集する。

(常務理事会の議長と議決)

第28条 常務理事会の議長は、理事長がこれに当たり、他の規定に別段の定めがある場合を除き、議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(常務理事会の決議事項)

第29条 常務理事会は、次に掲げる事項を審議・決議できる。

- (1) 本会の規則で委任された事項
- (2) 理事会から委任された事項

- (3) 会務の重要事項
- (4) その他会長又は理事長が必要と認めた事項
(本部長委員長会議の構成と招集等)

第30条 本会に本部長委員長会議を置く。

2 本部長委員長会議は、理事長、副理事長、本部長及び委員長をもって構成する。

3 本部長委員長会議は理事長が招集する。

(本部長委員長会議の議長と議決)

第31条 本部長委員長会議の議長は、理事長がこれに当たり、他の規定に別段の定めがある場合を除き、議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(本部長委員長会議の決議事項)

第32条 本部長委員長会議は、次に掲げる事項を審議・決議できる。

- (1) 本会の各委員会が主管する行事（総務本部が主管する行事は除く。）の日程に関すること。
- (2) 本会の各委員会が主管する行事（総務本部が主管する行事は除く。）の内容に関すること。
- (3) 理事会から委任された事項
- (4) その他会長又は理事長が必要と認めた事項

第7章 会計

(収入)

第33条 本会の経費は、会費、入会金及び寄付金等を以て充当する。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

附 則

本会則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、昭和60年4月19日から施行する。

附 則

本会則は、昭和63年4月15日から施行する。

附 則

本会則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成2年4月7日から施行する。

附 則

本会則は、平成4年4月11日から施行する。

附 則

本会則は、平成9年3月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成12年3月18日から施行する。

附 則

本会則は、平成13年4月7日から施行する。

附 則

本会則は、平成15年3月29日から施行する。

附 則

本会則は、平成19年4月7日から施行する。

附 則

本会則は、平成20年4月5日から施行する。

附 則

本会則は、平成21年4月4日から施行する。

附 則

本会則は、平成22年4月3日から施行する。

附 則

本会則は、平成23年4月2日から施行する。

附 則

1 本会則は、平成25年4月13日から施行する。

2 本会則施行時現在、任期を有する役員の任期は、第13条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

1 本会則は、平成31年4月1日から施行する。

2 旭川テニス協会行事委員会規程（平成22年10月7日理事会決定）は廃止する。

附 則

本会則は、令和4年4月9日から施行する。